

最低賃金の履行確保に係る監督指導結果(令和2年1月～3月)

神奈川県内の労働基準監督署において、最低賃金の履行確保に係る主眼監督を行った結果は次のとおりである。

1 監督指導結果の要約

- 令和2年1月～3月に、地域別最低賃金の履行状況に問題があると考えられる業種・規模の648事業場、労働者8,131人に対し監督指導を実施。[前年同期;756事業場、労働者数7,899人]
- 違反率は13.3%で、前年同期の15.1%を下回った。
- 違反事業場は86事業場[前年同期;87事業場]で、業種別にみると、卸小売業(36事業場)、飲食店(20事業場)、電気機械器具製造業(6事業場)、食料品製造業(6事業場)などが上位であった。
- 最低賃金を支払っていない理由は、「適用される最低賃金を知らなかった」(29.1%)が最も多く、次いで「最低賃金改定を知っていたが賃金改定をしていなかった。」(19.8%)、「賃金を時間額に換算して比較していなかった。」(11.6%)、「売上減・コスト増により最低賃金額を支払うことができなかった。」(9.3%)とするものが多かった。

2 監督指導の結果について

令和元年度地域別最低賃金額改定後の令和2年1月～3月に、県内の労働基準監督署において最低賃金の履行確保に係る監督指導を実施し、過去の監督指導結果等から地域別最低賃金の履行状況に問題があると考えられる業種・規模の648事業場、労働者数8,131人を対象とした。

(1)違反の概要

地域別最低賃金額以上の賃金を支払っていない最低賃金法第4条第1項違反(以下「違反」という。)の概要は以下のとおり。

- ・違反事業場 86事業場
- ・違反率 13.3%
- ・地域別最低賃金額未滿の労働者数 285人
- ・地域別最低賃金額未滿の労働者の割合 3.5%

違反率は前年同期と比べて減少した。地域別最低賃金額未滿の労働者の割合も半減し、例年並みとなった。

なお、神奈川県地域別最低賃金の引き上げ額は令和元年度は29円である。

表1 署別監督指導結果

署	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率
横浜南	59	12	20.3%
鶴見	24	1	4.2%
川崎南	81	2	2.5%
川崎北	56	12	21.4%
横須賀	39	5	12.8%
横浜北	55	7	12.7%
平塚	51	4	7.8%
藤沢	63	13	20.6%
小田原	54	10	18.5%
厚木	76	10	13.2%
相模原	39	6	15.4%
横浜西	51	4	7.8%
局合計	648	86	13.3%

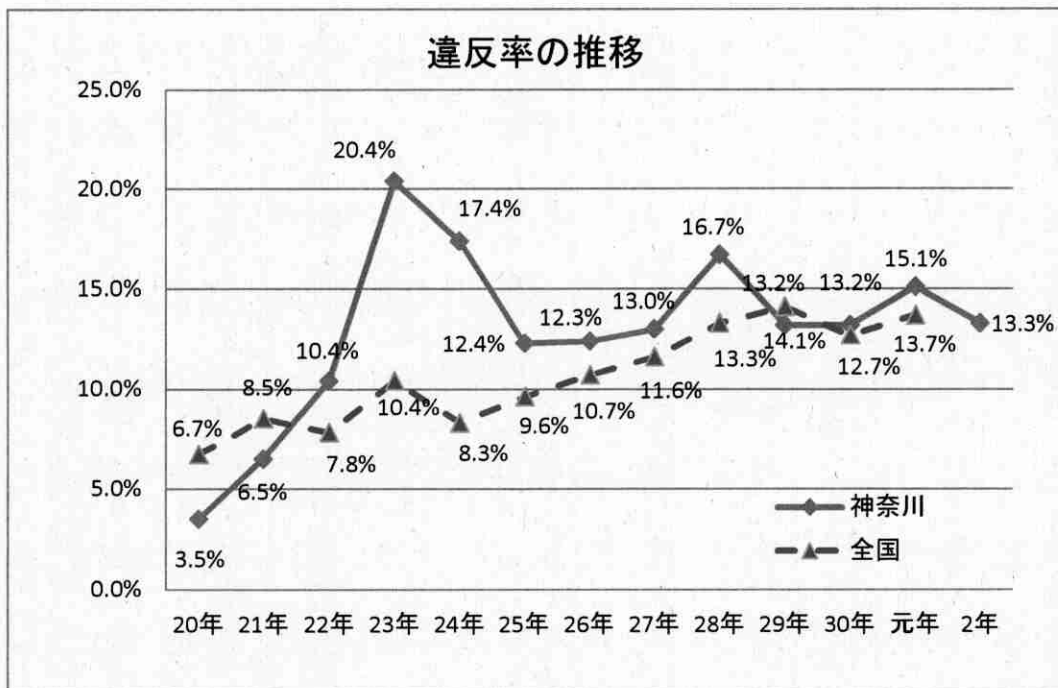


表2 違反率の推移

実施年	神奈川	全国	神奈川県最低賃金	前年からの引上げ額
20年	3.5%	6.7%	736	+19
21年	6.5%	8.5%	766	+30
22年	10.4%	7.8%	789	+23
23年	20.4%	10.4%	818	+19
24年	17.4%	8.3%	836	+18
25年	12.3%	9.6%	849	+13
26年	12.4%	10.7%	868	+19
27年	13.0%	11.6%	887	+19
28年	16.7%	13.3%	905	+18
29年	13.2%	14.1%	930	+25
30年	13.2%	12.7%	956	+26
元年	15.1%	13.7%	983	+27
2年	13.3%	-	1,011	+28

(2) 業種別違反状況

違反事業場は86事業場[前年同期;87事業場]で、地域別最低賃金の履行状況に問題があると考えられる業種を重点としたことから、監督対象は多くを卸小売業、飲食業、製造業とした。当該業種の違反率は卸小売業で11.9%、飲食業で20.0%、製造業で16.0%となっている。

(3) 最低賃金未満労働者の状況等

最低賃金額未満の労働者(285人)の性別、年齢、規模等の状況は以下のとおり。

①性別、年齢等

- ・女性労働者 218人 76.5%
- ・パートタイム労働者 210人 73.7%
- ・65歳以上の労働者 70人 24.6%

表3

監督実施事業場労働者数	うち女性	最低賃金未満労働者数									
		うち40歳~49歳	うち50歳~59歳	うち65歳以上	うち女性	うちパート	うち障害者	うち外国人	うち技能実習生	うち派遣労働者	
8,131	4,392	285	59	60	70	218	210	0	9	2	0
	54.0%	3.5%	20.7%	21.1%	24.6%	76.5%	73.7%	0.0%	3.2%	22.2%	0.0%

②事業場の規模別、違反事業場及び最低賃金未満労働者

規模別の違反率は、1～4人が15.8%、5～9人が13.5%、10～29人で12.0%など、小規模事業場が高率となる傾向がみられる。

最低賃金未満労働者数でみると、1～4人が13.3%、5～9人が32.3%、10～29人で40.7%などの割合であった。

表4

事業場規模	1～4人	5～9人	10～29人	30～49人	50人以上	合計
違反事業場数	28	26	28	2	2	86
	15.8%	13.5%	12.0%	6.5%	14.3%	13.3%
最低賃金未満労働者数	38	92	116	37	2	285
	13.3%	32.3%	40.7%	13.0%	0.7%	-

(4)最低賃金を支払っていない理由

最低賃金額以上の賃金を支払っていない主な理由は以下のとおり。

- ・適用される最低賃金を知らなかった (25件、29.1%)
- ・最低賃金改定を知っていたが賃金改定をしていなかった。 (17件、19.8%)
- ・賃金を時間額に換算して比較していなかった。 (10件、11.6%)
- ・売上減・コスト増により最低賃金額を支払うことができなかった。 (8件、9.3%)

表5

理由	全体	
	事業場数	割合
売上減・コスト増により最低賃金額を支払うことができなかった。	8	9.3%
下請たきによる売上(収入)減のため最低賃金額を支払うことができなかった。	0	0.0%
適用される最低賃金額を知らなかった。	25	29.1%
最低賃金改定を知っていたが賃金改定をしていなかった。	17	19.8%
賃金を時間額に換算して比較していなかった。	10	11.6%
パート(アルバイト)には適用がないと思っていた。	2	2.3%
労働能力が低い場合には適用がないと思っていた。	5	5.8%
高齢者には適用がないと思っていた。	4	4.7%
外国人には適用がないと思っていた。	0	0.0%
最低賃金の減額特例許可の更新申請を怠っていた。	0	0.0%
労働者から最賃額未満でも働かせてほしいとの申し出があり、合意があればよいと思っていた。	5	5.8%
その他	20	23.3%

※複数回答による集計結果であり、違反事業場総数とは一致しない。

(5)働き方改革推進支援センター等の認知状況

「働き方改革推進支援センターを知っている。」と回答した事業場は16.0%、「業務改善助成金を知っている。」と回答した事業場は14.0%であった。また、違反事業場のそれはいずれも9.3%で、認知割合は低くなっている。

表6

	違反事業場		監督対象事業場	
	事業場数	割合	事業場数	割合
働き方改革推進支援センターを知っている。	8	9.3	104	16.0
業務改善助成金を知っている。	8	9.3	91	14.0